

3. 介護予防事業

介護予防対策等の充実

平成14年度予算額 平成15年度予算額
50,000百万円 → 45,000百万円

○介護予防・地域支え合い事業（介護予防・生活支援事業より名称変更）

※ 高齢者ができる限り長く住み慣れた地域で生きがいをもって生活を送ることができるようにするためには、効果的な介護予防対策の推進とともに、高齢者を取り巻く地域社会が果たす「支え合い（共助）の役割」が、今後、ますます重要となることから名称を変更したもの。

1. 趣 旨

在宅の高齢者に対し、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を送ることができるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する事業等の推進を図る。

2. 事業内容

(1) 市町村事業

① 生活支援事業

高齢者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送れるよう支援するため「外出支援サービス事業」「軽度生活援助事業」などを実施。

② 介護予防・生きがい活動支援事業

高齢者ができる限り要介護状態になったり、状態が悪化することがないようにするため、「介護予防教室」「食」の自立支援事業」などを実施。

③ 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の維持向上を図るため、「家族介護教室」などを実施。

(2) 都道府県・指定都市事業

市町村の実施する介護予防事業に関する支援などを実施。

(3) 老人クラブ活動等事業

高齢者の社会参加や生きがいと健康づくり等を行う老人クラブの活動については、介護保険の周辺施策として位置づけ事業を実施。

1. 平成15年度追加の主な新規メニュー

○ 高齢者筋力向上トレーニング事業

加齢に伴う、運動機能の低下を防ぐ観点から、専門家によるアセスメントを経て、高齢者向けのトレーニング機器等を用いたトレーニングを実施。

○ 足指・爪のケアに関する事業

不適切な足指・爪のケアの実施により生じる転倒、歩行障害等を未然に防止するため、足指・爪のケアの重要性と適切なケアの方法を普及。

2. メニューの一部の一般財源化

○ 生きがい活動支援通所事業の人件費相当分を一般財源化

介護予防・地域支え合い事業の主な事業の例

(1) 高齢者等の生活支援事業

ア 外出支援サービス事業

生きがい活動支援通所施設及び生活管理指導短期宿泊施設を利用する場合に、利用者の居宅とこれらサービスを提供する施設との間を送迎する事業

イ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒車による寝具の乾燥消毒等のサービスを実施する事業

ウ 軽度生活援助事業

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、当該高齢者の在宅での自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態の進行を防止する事業

エ 住宅改修支援事業

高齢者向けに居室等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用（住宅改修費）に関する助言を行う事業

オ 訪問理美容サービス事業

美容院や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、移動理美容車や出張美容チームによる訪問理美容サービスを提供する事業

カ 高齢者共同生活（グループリビング）支援事業

加齢による身体機能の低下を補うため、互いに生活を共同化、合理化して共同で生活している形態（グループリビング：5～9人）に対し、公的ケアサービスの提供や近隣住民、ボランティアによる各般の生活援助を組織する事業

(2) 介護予防・生きがい活動支援事業

ア 介護予防教室等

高齢者ができる限り介護状態にならずに健康で生き生きとした老後生活を送れるよう支援する観点から、介護予防教室等を開催する事業

- ・ 転倒骨折予防教室
- ・ アクティビティ・痴呆介護教室
- ・ IADL 訓練事業
- ・ 地域住民グループ支援事業
- ・ 足指・爪のケアに関する事業

イ 高齢者筋力向上トレーニング事業

高齢者の転倒防止及び加齢に伴う運動機能の低下を防止するため高齢者向けのトレーニング機器を使用し、運動機能の向上をもたらす包括的トレーニング事業

ウ 生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、老人福祉センター、老人憩いの家、公民館等において、日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供する事業

エ 生活管理指導事業

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応能力が困難な高齢者に対して、訪問又は短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、基本的な生活習慣を身につけさせることにより、要介護状態への進行を予防する事業

- ・ 生活管理指導員派遣事業
- ・ 生活管理指導短期宿泊事業

オ 「食」の自立支援事業

在宅の高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、十分なアセスメントを行った上で、食関連サービスのプログラムを作成、提供し、定期的に評価を行いサービス調整を実施。

(3) 家族介護支援事業

ア 家族介護教室

高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催する。

イ 介護用品の支給

重度（要介護度4又は5相当）で低所得（市町村民税非課税世帯）の在宅高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ、使い捨て手袋等の介護用品を支給する。

（年額1人当たり上限75,000円）

ウ 家族介護者交流事業（元気回復事業）

家族を介護から一時的に解放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学等を活用した介護者相互の交流会に参加するなど心身のリフレッシュを図る。

（年額1人当たり上限25,000円）

エ 家族介護者ヘルパー受講支援事業

高齢者を介護しているか又は介護していた家族がヘルパー研修（2級又は3級課程）を受講した場合に、受講料の一部を助成する。

（年額1人当たり上限30,000円）

オ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

発信装置による位置探知システム等を利用して徘徊高齢者を早期に発見し、家族の負担軽減を図る。

カ 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市町村民税非課税世帯の在宅高齢者であって過去1年間介護保険のサービス（年間1週間程度のショートステイの利用を除く。）を受けなかったのものを現に介護している家族に対し、介護を行っていることの慰労として金品（年額10万円）を贈呈する。

キ 痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業

家族介護者の支援の観点から、近隣者、ボランティア等による痴呆性高齢者の見守りや話し相手のための訪問を行う。

介護予防・地域支え合い事業のメニュー一覧

1. 市町村事業

- 高齢者等の生活支援事業
 - ・外出支援サービス事業
 - ・寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
 - ・軽度生活援助事業
 - ・住宅改修支援事業
 - ・訪問理美容サービス事業
 - ・高齢者共同生活（グループリビング）支援事業
- 介護予防・生きがい活動支援事業（*従来の機能訓練事業B型についても本メニューとして実施）
 - ・介護予防教室等
 - a. 転倒骨折予防教室（寝たきり防止事業）
 - b. アクティビティ・痴呆介護教室
 - c. IADL（日常生活関連動作）訓練事業
 - d. 地域住民グループ支援事業
 - e. 足指・爪のケアに関する事業【15' 新規】
 - ・高齢者筋力向上トレーニング事業【15' 新規】
 - ・高齢者食生活改善事業
 - ・運動指導事業
 - ・生きがい活動支援通所事業
 - ・生活管理指導事業
 - a. 生活管理指導員派遣事業
 - b. 生活管理指導短期宿泊事業
 - ・「食」の自立支援事業
- 家族介護支援事業（*従来の介護家族健康教育、介護家族健康相談についても本メニューとして実施）
 - ・家族介護教室
 - ・介護用品の支給
 - ・家族介護者交流事業（元気回復事業）
 - ・家族介護者ヘルパー受講支援事業
 - ・徘徊高齢者家族支援サービス事業
 - ・家族介護慰労事業
 - ・痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業
- 在宅介護支援事業
 - ・高齢者実態把握事業
 - ・介護予防プラン作成事業
- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 緊急通報体制等整備事業
- 寝たきり予防対策普及啓発事業
- 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発推進事業
- 高齢者地域支援体制整備・評価事業
- 高齢者住宅等安心確保事業

2. 都道府県・指定都市事業

- 高齢者自身の取り組み支援事業
- 寝たきり予防対策普及啓発事業
- 介護予防指導者養成事業
- 高齢者訪問支援活動推進事業
- 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業
- 高齢者地域支援体制整備・評価事業
- 老人性痴呆指導対策事業
- 高齢者介護施設等支援事業【15' 新規】

3. 老人クラブ活動等事業

足指・爪のケアに関する事業

1 趣 旨

趾間の保清や爪のケアは、セルフケアとして日常生活の中でごく当たり前に行われていると考えられている。

しかし、足指・爪のケアの重要性を認識せず、ケアが行き届かなくなったり、間違ったケアを行っていると、爪の変形や感染症の発生に由来して、

① 歩行時の痛みによる歩行の躊躇から外出しなくなる、

② 歩行時・起立時の重心の偏りによる転倒事故や足・腰関節の障害の発生等の弊害を生ずる、

ことがある

このような事態を未然に防止するために、高齢者本人、家族及び介護従事者等に対し、足指・爪のケアの重要性についての知識と適切なケアの方法を広く普及させるものである。

2 事業内容

(1) 足指・爪ケア教室等の開催

地域の高齢者とその同居家族、保健福祉関係者及び施設従事職員等を対象として、定期的に足指・爪のケア教室等を開催し、ケアの重要性と適切なケア方法の普及を図る。

(2) 普及啓発パンフレット等の配布

足指・爪のケアの重要性に関するパンフレット等を作成し、家庭や高齢関係施設等に配布する。

3 実施主体

市町村

4 負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

高齢者筋力向上トレーニング事業

1 趣 旨

高齢期においては、加齢に伴う筋力の低下や平衡感覚の低下等により、転倒、骨折するケースや、体力の低下に伴い外出が億劫になり、閉じこもるケースが多く見られる。

これらの大きな原因の一つは、筋力、柔軟性、バランス能力の低下であることから、転倒骨折及び閉じこもり防止のための専門プログラムとして、医師、理学療法士、健康運動指導士等の専門スタッフによりアセスメントを行った上で、高齢者向けのトレーニング機器を使用し、筋力を付け、柔軟性を養い、バランス能力を向上させるための包括的トレーニングを行うものである。

このプログラムは、

- ① 効果が数値として示されるので、利用者の意欲向上に容易につながる、
- ② 機器を使用することから、利用者が楽しみながら運動でき、長続きする、

と言った特色がある。

これにより高齢者の運動機能の向上をもたらし、寝たきり等の要介護状態になることを防ぐものである。

2 事業内容

専門スタッフにより、次の項目を実施。

- ① アセスメントと個別運動プログラムの作成
- ② 筋力トレーニングの実施
- ③ トレーニング効果等のフォローアップ

※ 筋力トレーニングには、高齢者が無理せず行えるよう、改良された各種のトレーニング機器を使用

3 実施主体

市町村

4 負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4